博士(文学)学位請求論文審査報告要旨

論文提出者氏名	蒙古勒呼
論文題目	18 世紀におけるモンゴルに対する清朝の法支配

審査要旨

本論文は, 清朝支配期のモンゴルにおける法と裁判のありかたを, 18 世紀を中心に, 多角的・立体的に検討したものである。全編は序論・本論(5章)および結論からなり, 本論部分の構成は次のとおりである。

第一章「清代帰化城トゥメト旗の裁判制度」は、モンゴル南部、長城沿いのフフホト(帰化城)近辺に広がるモンゴル人・民人(漢人)雑居地帯における裁判制度の実態と変遷を扱う。そして、モンゴル人のみに関わる犯罪、モンゴル人と民人の双方に関わる犯罪(本論文では「交渉案件」と呼ぶ)に対して、モンゴル側と中国内地側の官員が合同で審理する「会審」制度、判決案を上級機関に送って再度の審理を行う「覆審」制度が、時期によってどのように変化したかが検討される。

第二章「乾隆朝におけるチャハル八旗の裁判制度―命盗案件を中心として―」は、モンゴルにありながら 八旗制の下に置かれ、かつ漢人社会との接触も見られたチャハルにおいて、時期によって「大清律例」が適用 されたり、「蒙古例」(後述)と「大清律例」を折衷した法が適用されたりしたという事実を指摘し、あわせて会審・ 覆審制度の変遷過程を跡づける。

第三章「モンゴル旗と東三省との交渉案件の裁判制度」は、モンゴル東部と東三省(遼寧・吉林・黒龍江)の接壌地帯における「交渉案件」に対する裁判制度の実態と変遷を詳説し、モンゴル人犯人に対して、康熙・雍正期には「蒙古例」に厳密に依拠しない事例が見られたが、乾隆期に至ると、「蒙古例」の適用が厳格化したことを指摘する。

第四章「ハルハ地域における法的推移の再検討―蒙古例の乾隆十二年法とハルハの「副将軍の法」を事例として―」は、外モンゴル(ハルハ)において、現地の固有法である「ハルハ・ジロム」の規定内容が「蒙古例」中に取り入れられた事例があること、また、18世紀末以降においても現地の裁判での固有法の適用事例が見られることを指摘し、その理由を考察する。

第五章「清朝前半におけるモンゴル朝審と秋審」は、死刑判決を受けた被告をすぐに処刑せず、猶予期間を置く「監候」制度とともに、一年分の対象者の処分をあらためて決定する「朝審」・「秋審」がモンゴルにも導入されたが、犯人の護送・監禁等をめぐる諸条件の制約のため、中国の制度をそのまま適用することはできず、実情に合わせた変更が加えられたことを指摘する。

18世紀のモンゴルには、現地の慣習に由来する固有の法と、清朝の定めた法が併存していた。前者の例としては、1728年までハルハで制定・編纂が続けられた「ハルハ・ジロム」等が挙げられる。後者には、まず「蒙古例」と総称される一群の法がある。これはモンゴルのみに適用される専用法で、清朝のモンゴル支配が始まった17世紀前半から逐次条文が制定され、数回にわたって法典として集成された。ただし、「蒙古例」はあらゆる犯罪に網羅的に対応してはおらず、特段の規定がない場合は、中国内地等に適用される「大清律例」が準用された。このような清代モンゴルの法制・裁判制度に関しては、これまでに日本・中国等においてかなりの研究が蓄積され、大要はすでに明らかにされているといってよいが、本論文は、少なくとも以下の三つの面で、独自の意義を有する。

第一に、従来の研究は、清代のモンゴル全体を一括りに論ずるか、あるいは特定の一地域のみに焦点を当てて検討する傾向が強かった。これに対して、本論文は、モンゴル南部の沿長城地帯、東部の東三省との接壌地帯、外モンゴル(ハルハ)等の諸地域を広く検討対象とし、各地における適用法や裁判制度の実態が、相互にかなり異なっていたことを実証している。

第二に、本論文は、モンゴルの南縁・東縁部に広がる、モンゴル人と他の民族・社会集団(漢人や八 旗旗人)が接触する地域の状況に対して、重点的な検討を加えている。特に第一~三章がそれに該当 し、そこでは、これらの境界地域で「交渉案件」が発生した場合の適用法と裁判手続きが、豊富な実例に基づいて再構成され、適用法については、犯罪の発生地ではなく犯人(被告)の所属によったこと、すなわち属人主義的原則がとられていたことが確認される。また、裁判手続きについては、会審の場所や形式、覆審の担当機関等に、地域・時代や事件の様態によるさまざまな変異があったことが指摘される。会審・覆審制度の概要は、すでに先行研究によって提示されてはいるが、本論文は、特にその時期的な変容の過程と要因を詳細に解明した点において、大きな価値を有する。

第三に、従来の研究においては、まずモンゴルの固有法と「蒙古例」のそれぞれについて、個々の条文自体の解釈・分析が積み重ねられ、次いで、個別の事件に対する審理・判決の経緯が詳記された裁判文書の分析を通じて、いかなる法が適用されたかが検討されてきた。その結果、清朝支配の初期においては、固有法がなお一定の有効性を保っていたが、おおむね 18 世紀を通じて「蒙古例」が浸透し、固有法を置き換えていった、という像が導き出されたのである。これに対して、本論文は、固有法と「蒙古例」の関係はより複雑で、少なくとも実態の上では、両者が双方向的に影響を及ぼし合いつつ併存していたことを指摘した。このことは、特に第四章において集中的に考察されている。また、第五章で扱われている朝審・秋審についても、本論文は、本来モンゴルに存在しなかった監候と朝審・秋審の導入にあたり、現地の状況に応じた変更が加えられたことを明らかにした。これらの事例は、清朝の法支配が一方通行的なものではなく、モンゴルの実情を勘案して臨機に制度を調整していく柔軟性を有していたことを示している。

以上の知見を導くにあたって、本論文は、先行研究が主として依拠してきた法の条文や裁判文書のみならず、北京・内モンゴル・ウランバートル等に所蔵される満洲語・モンゴル語の文書史料から、条文制定や裁判手続き改訂の原因・経緯を伝える情報を広汎に収集して利用しており、結果として、個々の条文や制度のもつ意味を、より立体的に提示することに成功している。また、全編を通じて、論旨の展開には総じて無理がなく、個々の論点をめぐる実証のプロセスも精密である。ただし、「結論」において、著者は清朝が条文や制度の頻繁な改訂・調整を行った動機を、「裁判の精度・効率を高めるため」とごく簡潔にまとめているが、この見方自体は首肯できるとしても、他の諸要因が複合的に作用した可能性も十分考えられるので、いま少し踏み込んだ考察の余地があったと思われる。また、本論文はモンゴルの複数地域を取り扱っているとはいえ、なお検討の及んでいない地域もあり、清朝の法支配の全体像を描き出すことは、今後の課題として残されているといえよう。さらに、本論文はほぼ18世紀のみを扱っているが、アジアの政治・社会が大きな変動を迎える19世紀以降において、モンゴルの法秩序にどのような変化が見られたかという問題の解明も、今後に委ねられている。

とはいえ、本論文のような立体的視野をもって清朝のモンゴルに対する法支配の実相に切り込んだ研究はこれまでにほとんどなく、モンゴル法制史・清朝(中国)法制史のいずれの面から見ても、画期的な成果であることは疑いない。よって、本審査委員会は、本論文を博士(文学)の学位を授与するにふさわしいものと認める。

公開審査会開催日	2017年1月29日			
審查委員資格	所属機関名称•資格	氏名	専門分野	博士学位名称
主任審査委員	早稲田大学文学学術院 教授	柳澤 明	東洋史·清朝史	
審査委員	早稲田大学文学学術院 教授	近藤 一成	東洋史·中国宋代史	博士(文学)早稲田大学
審査委員	神戸大学国際文化学研究科 教授	萩原 守	東洋史学·東洋法制史	博士(文学)大阪大学